

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「所属事業場」という。）に雇用され、B所在のC会社D支店（以下「元請事業場」という。）を元請とするE工事において、作業員として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、鉄製フェンスの受渡し作業で受取り役を担当していたところ、上部の者が手を離したため同フェンスが落下して請求人のヘルメットを直撃し（以下「本件災害」という。）、負傷したという。
請求人は、翌〇日、F医院に受診し「右眼裂孔原性網膜剥離」（以下「本件疾病」という。）と診断され、さらに同日、G病院に受診し、本件疾病と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病は本件災害が原因であり、業務上の事由によるものであると主張することから、以下検討する。

ア 請求人は、本件災害の発生状況について、平成○年○月○日付け理由書において、要旨、同年○月○日に、高台から下方道路端に鉄製フェンスを手渡しで降ろす作業中、上部でフェンスを持っていた者が急に手を離したため、下方にいた請求人の頭を直撃したもので、衝撃により軽い痛みとめまいがあったが、ヘルメットを着用していたので外傷はなかったと述べている。

本件災害について、元請事業場は、平成○年○月○日労働基準監督署受付の申出書において、既設アルミフェンス解体中のフェンス支柱（高さ○mm、重さ○g）切断時、急に同支柱が倒れ、ヘルメットを着用していた請求人の頭部に当たったと述べており、また、当時現場にいたHは、要旨、請求人のヘルメットに当たったパイプの重量は○kgぐらいであったと述べている。

以上のように、請求人のヘルメットに支柱のパイプが当たるという本件災害が発生したことは事実であると認められる。もっとも、請求人自身も本件災害による外傷はなかったと述べており、Iも、要旨、請求人は元気に帰っていったと述べていることから、少なくとも、本件災害が請求人の身体に重大な危害を及ぼすようなものでなかったことは明らかである。

イ 医師は、請求人が訴える症状について、平成○年○月○日の診療録において、請求人の主訴として、「○月○日から右眼が見えにくい 黒い幕がみえる」と記載し、平成○年○月○日付けの意見書においても、要旨、平成○年○月○日に検診及び視力等検査希望にて初診となるも、同月○日から上記症

状が発現し、同年〇月〇日に再診となった旨を記載している。この点、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、要旨、請求人が後日に、上記症状の発生は平成〇年〇月〇日であったと訴えている旨を記載しているが、当初の診療録記載が間違いであったとは述べていない。当審査会としても、そもそも診療に際して極めて重要な情報である症状の発現時期について誤記入をすることは考え難く、請求人の本件疾病による症状は、平成〇年〇月〇日には発現していたものと判断する。

ウ 以上のように、請求人の本件疾病に係る症状は、本件災害の発生日前に発現していたことが明らかであり、本件災害によって発症したとする請求人の主張は認められない。当審査会においては、本件災害により本件疾病が悪化した可能性についても検討したが、上記のとおり、本件災害は、請求人自身が述べるとおり、外傷をもたらすような強度なものではなく、また、その様態も落下物が眼球を直撃したというものでもなく、さらには、当日請求人が何らの訴えもせず帰宅していること等に鑑みると、本件災害が網膜剥離を惹起ないしは増悪させるがごときのものであったとはおよそ認められないものである。

エ 以上のことから、本件災害と請求人の本件疾病との間に相当因果関係を認めることはできない。

(2) したがって、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。